

要支援・要介護認定を受けた方、基本チェックリスト等により生活機能の低下がみられた方で総合事業対象者となった方は、介護保険で次のようなサービスを利用することができます。

		※総合事業対象者は★のサービスが利用できます。 要支援1・2の方は★と■のサービスが利用できます。	
在宅サービス	総合事業対象者	介護予防・日常生活支援総合事業	■訪問介護相当サービス P17 ★指定事業者訪問型サービス P17 ★一般事業者訪問型サービス P17 ★短期集中訪問型サービス P17 ■介護予防訪問看護 P19 ■介護予防訪問入浴介護 P19 ■介護予防訪問リハビリテーション P20 ■介護予防居宅療養管理指導 P20 ■通所介護相当サービス P21 ★体と脳の機能アップ教室 P21 ★足腰機能アップ教室 P21 ★教室型運動ショートプログラム P21 ★元いきいきひろば P21 ★短期集中通所型サービス P21 ■介護予防通所リハビリテーション P23 ■介護予防短期入所生活介護 P26 ■介護予防短期入所療養介護 P26 ■介護予防特定施設入居者生活介護 P27 ■介護予防福祉用具購入費支給 P27 ■介護予防福祉用具貸与 P28 ■介護予防住宅改修費支給 P29
	要支援1・2の方	介護予防サービス	
	要介護1～5の方	居宅介護サービス	●訪問介護 P18 ●訪問看護 P19 ●訪問入浴介護 P19 ●訪問リハビリテーション P20 ●居宅療養管理指導 P20 ●通所介護 P22 ●通所リハビリテーション P23 ●短期入所生活介護 P26 ●短期入所療養介護 P26 ●特定施設入居者生活介護 P27 ●居宅介護福祉用具購入費支給 P27 ●福祉用具貸与 P28 ●居宅介護住宅改修費支給 P29
施設サービス	要介護1～5の方	施設サービス	●介護老人福祉施設 P31 ●介護老人保健施設 P32 ※新規入所は原則要介護3以上の方 ●介護療養型医療施設 P32 ●介護医療院 P33
地域密着型サービス	要支援1・2の方	地域密着型介護予防サービス	■介護予防小規模多機能型居宅介護 P35 ■介護予防認知症対応型通所介護 P37 ■介護予防認知症対応型共同生活介護※要支援2の方のみ P38
	※原則として、山口市の住民の方のみ利用できます。 要介護1～5の方	地域密着型介護サービス	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P34 ●小規模多機能型居宅介護 P35 ●看護小規模多機能型居宅介護 P36 ●地域密着型通所介護 P37 ●認知症対応型通所介護 P37 ●認知症対応型共同生活介護 P38 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※新規入所は原則要介護3以上の方 P38

◎認定の結果が、要支援か要介護かによって利用できるサービスが異なります。

◎要支援の方は予防に重点を置いたサービス、要介護の方は介護サービスが利用できます。

◎また、基本チェックリスト等により生活機能の低下がみられた方で総合事業対象者となった方は、総合事業の介護予防・生活支援サービスが利用できます。